

岐阜県公報

号外 (十五) 令和四年四月一日

目次

規則

岐阜県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

(環境生活政策課)

ページ

規則

岐阜県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十六号

岐阜県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県立自然公園条例施行規則(昭和四十年岐阜県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「申請等」を「申請」に改め、同条第三項ただし書中「及び第十二号」を、「第十一号及び第十二号」に改め、「除く」の下に「とともに、行為の規模が大きいため、第三号から第五号まで及び第十号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表しできない」と認められる場合にあつては、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる」を加え、同項第三号及び第四号中「以上」を「程度」に改め、同項第五号中「千分の一以上」を「千分の一程度」に、「構造図、意匠配色図及び給排水計画図」を「及び意匠配色図」に改め、同項第八号中「事業資金」を「工事の施行を要する場合にあつては、事業資金」に改め、同項第十号中「以上」を「程度」に改め、同条に次の一項を加える。

4 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第八条第二項の協議又は同条第三項の認可に必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第六条第一号中「第八条第四項第一号」を「第八条第四項第一号又は第五号」に改め、

「事項」の下に「の変更(同号に掲げる事項の変更にあつては、第三条第三号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けようとするものを除く。)」を加え、同条第二号を次のように改める。

二 前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項の変更(同項第一号に掲げる事項の変更にあつては、公園施設の規模、色彩又は形態の変更を伴わないものに限り、)第六条第三号から第五号までを削る。

第七条の見出し中「申請等」を「申請」に改め、同条に次の一項を加える。

3 知事は、前項に定めるもののほか、条例第八条第六項の協議又は認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第十六条第二項中「の各号」を削り、同項に次のただし書を加える。
ただし、行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

第十六条第二項第一号及び第二号中「以上」を「程度」に改め、同項第三号中「以上」を「程度」に、「構造図及び意匠配色図」を「及び意匠配色図」に改め、同項第四号中「以上」を「程度」に改め、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第九条第四項の許可に関し必要があると認めるときは、当該許可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第十九条第一項第四号中「ある」を「あつて、かつ、その水平投影面積が千平方メートル以下である」に改め、「増築すること」の下に「改築又は増築にあつては、改築又は増築後において、その水平投影面積が千平方メートル以下であるものに限り、」を加え、同項第七号を第六号の二とし、第七号の二を第六号の三とし、第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、第十一号の二を第十号の二とし、第十一号の三を第十号の三とし、第十一号の四を第十号の四とし、第十一号の五を第十号の五とし、第十一号の六を第十号の六とし、「これに」を「それが」に、「限る」を「限り、かつ、増築部分の最高部と最低部の高さの差が二メートル以下であるものに限り」に改め、同条を同項第十号の七とし、同項第十一号の七中「又は通信ケーブルを既存の規模を超えない範囲(径の変更を除く。)」で張り替えるこ

と(色彩の変更を伴わない)を「若しくは通信ケーブル(以下「電線等」という。)を改築すること又は既存の電線等に沿つて電線等を新築若しくは増築すること(既存の電線等の色彩と同等と認められる)」に改め、同条を同項第十号の八とし、同条の次に次の三号を加える。

十の九 既存の電線等に附帯する工作物の新築、改築又は増築をすること(既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限り、)。

十の十 変圧器その他の電柱に附帯する設備の改築又は増築をすること(当該電柱の高さを超えないものに限り、)。

十の十一 支持物から他の支持物を経ずる必要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブル並びに引込みに要する設備を設置すること。

第十九条第一項第十一号の八から第十一号の十までを削り、同項第十一号の十一中「又は農作物」を「農作物、森林又は生態系」に、「あつて」を「あつて」に改め、同条を同項第十号の十二とし、同項第十一号の十二中「防除」の下に「又は保安」を加え、同条を同項第十号の十三とし、同条の次に次の二号を加える。

十の十四 知事が定める地域以外の地域において既存の建築物の屋根面に太陽光発電施設(当該施設の色彩及び形態が、自然公園の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が定める色彩及び形態であるものに限り、)を設置すること。

十の十五 県が、公園の保護又は適正な利用の推進のために人の立入りを防止するための柵又は当該公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物(高さが三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が三平方メートル以下であるものに限り、)を新築し、改築し、又は増築すること。

第十九条第一項第十二号を第十一号とし、同項第十三号中「木竹」の下に「(条例第九条第四項第十一号の規則で定める植物(以下「採取等規制植物」という。))であるものを除く。」を加え、同条を同項第十二号とし、同条の次に次の二号を加える。

十二の二 生業の維持のため、必要な範囲内で竹(高さが五十センチメートル以内のものに限る。)を伐採すること。

十二の三 施設又は設備の維持管理を行うため必要な範囲内で竹(高さが三メートル以内のものに限る。)を伐採すること。

第十九条第一項第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、同項第十六号中「又は電線路の維持」を削り、同条を同項第十五号とし、同条の次に次の二号を加える。

十五の二 電線路の維持に必要な範囲内で木竹を伐採すること。
 十五の三 道路（主として歩行者の通行の用に供するものを除く）、鉄道又は軌道の交通の障害となる木竹を伐採すること。

第十九条第一項中第十七号を第十六号とし、同項第十七号の二中「認定保護増殖事業等の実施のために木竹」を「牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で竹又はかん木」に改め、同号を同項第十六号の二とし、同号の次に次の一号を加える。

十六の三 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

第十九条第一項第十七号の二の二を削り、同項第十八号の前に次の十六号を加える。

十七 宅地の木竹を損傷すること（条例第九条第四項第三号の規則で定める区域内において損傷するものに限る。以下この条において同じ。）。

十七の二 自家用のために木竹（採取等規制植物であるものを除く。次号において同じ。）を損傷すること。

十七の三 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の四 農業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の五 漁業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の六 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。

十七の七 病害虫の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の八 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の九 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の十 電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の十一 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の十二 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の十三 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律

第三百十号）第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の十四 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の十五 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。

十七の十六 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

第十九条第一項第二十六号中「の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖」を「又は野生動物の保護管理」に改め、同項第二十六号の二中「認定保護増殖事業等の実施のために」を「特定外来生物の防除の目的で、」に改め、同項第二十六号の二の二を削り、同項第二十六号の九を第二十六号の十とし、第二十六号の三から第二十六号の八までを一号ずつ繰り下げ、第二十六号の二の三を第二十六号の三とし、同項第二十七号中「ある植物で、前条に規定するもの」を「において採取等規制植物」に改め、同項第二十七号の二中「認定保護増殖事業等の実施のために前条に規定する植物を採取し、又は」を「農業を営むために必要な範囲内で採取等規制植物を」に改め、同項第二十七号の二の二を次のように改める。

二十七の二の二 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

第十九条第一項第二十七号の二の二の次に次の二号を加える。

二十七の二の三 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で当該採取等規制植物を損傷すること。

二十七の二の四 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である植物（木竹を除く。）を採取し、又は損傷すること。

第十九条第一項第二十七号の三及び第二十七号の四を次のように改める。

二十七の三 農業を営むために条例第九条第四項第十二号の規定により知事が定める植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと（同号の規則で定める区域内において行うものに限る。次号において同じ。）。

二十七の四 森林の整備及び保全を図るために条例第九条第四項第十二号の規定により知事が定める植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

第十九条第一項第二十七号の四の二を削り、同項第二十七号の五及び第二十七号の六

を次のように改める。

二十七の五 知事が定める地域以外の地域において木竹を植栽すること（条例第九条第四項第十二号に掲げる行為に該当するものを除く。以下この条において同じ。）。

二十七の六 宅地内に木竹を植栽すること。

第十九条第一項第二十七号の六の二及び第二十七号の六の三を削り、同項第二十七号の七から第二十七号の九までを次のように改める。

二十七の七 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。

二十七の八 有害なねずみ族、昆虫等を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十七の九 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

第十九条第一項第二十七号の九の次に次の五号を加える。

二十七の十 傷病その他の理由により緊急に保護を要する動物を捕獲し、又はそれらの卵を採取すること。

二十七の十一 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第九条第四項第十四号の規則で定めるものに限る。以下この条において同じ。）を放つこと（同号の規則で定める区域内において放つものに限る。以下この条において同じ。）。

二十七の十二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第九条の二第一項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。

二十七の十三 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬を放つことであつて、次に掲げるもの

イ 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

ロ 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

二十七の十四 家畜を係留放牧すること（条例第九条第四項第十四号に掲げる行為に該当するものを除く。）。

第十九条第一項第二十九号の十二を次のように改める。

二十九の十一 削除

第十九条第一項第二十九号の十四及び第二十九号の十五中「指定する」を「定める」に改め、同項第二十九号の二十六の次に次の五号を加える。

二十九の二十七 絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等の実施のために必要な行為として、条例第九条第四項各号に掲げるものを行うこと。

二十九の二十八 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除の実施のために必要な行為として、条例第九条第四項各号に掲げるものを行うこと。

二十九の二十九 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条の二第一項から第五項までの規定による保全事業の実施のために必要な行為として、条例第九条第四項各号に掲げるものを行うこと。

二十九の三十 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定により、知事の許可に係る行為として、条例第九条第四項各号に掲げるものを行うこと。

二十九の三十一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第九条第四項各号に掲げるものを行うこと。

第十九条の三第一号イ中「第七号、第九号、第十一号の二、第十一号の四、第十五号、第十六号、第十七号の二」を「第六号の二、第七号、第八号、第十号の二、第十号の四、第十号の十五、第十四号、第十五号、第十五号の二、第十七号の六、第十七号の十」に、「第二十七号の二、第二十九号の十二又は第二十九号の十八」を「第二十七号の二の四、第二十七号の五、第二十七号の九、第二十九号の十八又は第二十九号の二十七から第二十九号の三十一まで」に改め、同号ロ中「又は第十九号」を「第十九号又は第二十七号の八」に改め、同条第二十号中「県」の下に「若しくは公園管理団体」を、「職員」の下に「又は県から委託を受けた者」を、「巡視」の下に「又は調査」を加える。

第二十一条第一号中「第十一号の十二」を「第十号の十五」に、「第二十六号の二の二」を「第二十六号の二」に、「又は第二十九号」を「第二十九号又は第二十九号の二十七から第二十九号の三十一まで」に改め、同条第十三号を削り、第十二号を第十三号とし、第三号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 地表からメートル以下の高さで、広告物等（表示面の面積が一平方メートル以

下であるものに限り、()を設置すること(同一敷地内又は同一場所内における広告物等の表示面の面積の合計が五平方メートル以下の場合に限る。)。

第二十一条に次の一号を加える。

十七 前条各号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築(改築又は増築後において同条各号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。) 以外の工作物の新築、改築又は増築に附帯する行為

第二十二條の五第三項第三号中「あつては」を「あつては」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和四年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社